

# ○役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

平成22年3月26日  
平成22年規程第4号

改正 平成23年3月25日規程第6号

## 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県労働福祉協会(以下「協会」という。)の定款第18条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号で定める報酬及び賞与をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当及び旅費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には、職務執行の対価として、理事長及び常務理事(以下「理事長等」という。)については月額で、その他の役員については理事会出席等、必要の都度定額で、報酬を支給することができる。

- 2 理事長等には、毎年6月及び12月に、賞与を支給することができる。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、職員を兼務する理事長等には、評議員会の決議により、職員給与規程に基づき給与を支給し、報酬等を支給しないことができる。
- 4 評議員には、定款第18条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (報酬の額等)

第4条 理事長等の報酬の月額、報酬月額表(別表第1)のうちから、評議員会の決議により定めるものとする。

- 2 理事長等を除く役員の報酬は、理事会又は評議員会の出席の都度、一人一律14,000円を支給する。
- 3 監事には、前項の規定による報酬のほか、評議員会の決議により、年間総額30万円の範囲内の額を加算して報酬を支給することができる。
- 4 評議員の報酬は、評議員会の出席の都度、一人一律14,000円を支給する。
- 5 第1項に定める報酬の支給日は、職員給与規程が規定する給料の支給定日の例によるものとし、第3項に定める報酬の支給日は、事業年度開始後3ヶ月以内に実施する監事監査の終了後15日以内とする。

### (賞与の額等)

第5条 賞与の額は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)において、それぞれ在職する者の報酬の月額の1.2倍に相当する額に、6箇月以内の期間内におけるその者の在職期間に応じて、賞与支給割合表(別表第2)に定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、賞与の支給に関しては、職員給与規程が規定する期末手当に準ずるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 理事長等には、その通勤の実態に応じ、職員給与規程に準じて通勤手当を支給することができる。

2 職員を兼務する理事長等には、評議員会の決議により、職員給与規程に基づく通勤手当を支給し、前項の規定に基づく通勤手当を支給しないことができる。

3 理事長等を除く役員等が理事会又は評議員会に出席した場合は交通費を、役員等が協会の用務のために旅行した場合は旅費を、それぞれ旅費規程に準じて支給することができる。

(公表)

第8条 協会は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(行政庁への届出)

第10条 この規程を改廃したときは、遅滞なく、その旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日(以下「設立登記日」という。)から施行する。

(設立登記日 平成22年12月1日)

2 削除(平23・規6・一部改正)

3 設立登記日の属する月から同日以後に最初に開催される評議員会の開催日の属する月までの間(以下「特例期間」という。)の理事長及び常務理事の報酬の月額は、第4条第1項の規定にかかわらず、理事長にあっては380,700円、常務理事にあっては333,000円とする。

4 特例期間における職員を兼務する常務理事には、第3条第3項及び第7条第2項の規定にかかわらず、職員給与規程に基づく給与を支給し、この規程に基づく報酬、賞与及び通勤手当を支給しない。

5 財団法人神奈川県労働福祉協会役員の給与に関する規程(昭和43年規程第7号)は、廃止する。

6 旅費規程(昭和43年規程第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「財団法人」を「公益財団法人」に、「役員及び職員(以下「職員」という。)」を「職員」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

理事長 月額380,700円までの範囲内

常務理事 月額333,000円までの範囲内

別表第2(第5条関係)(平23・規6・一部改正)

基準日	在 職 期 間	割 合
6月1日	6箇月	100分の122.5
	3箇月以上6箇月未満	100分の73.5

	3箇月未満	100分の36.75
12月1日	6箇月	100分の137.5
	3箇月以上6箇月未満	100分の82.5
	3箇月未満	100分の41.25